

11 質の高い教育を支える環境の整備

施策展開の方向性 ⑳

教員一人一人の健康保持の実現を図ります

【施策の必要性】

学校教育を推進していくためには、教員一人一人が心身ともに健康であることが大前提です。

平成 26 年には労働安全衛生法の一部を改正する法律が公布され、翌 27 年には改正「労働安全衛生法」に基づく「ストレスチェック制度」に関する厚生労働省令が出されました。

また、平成 30 年 7 月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、これに伴う改正後の「労働安全衛生法」が、平成 31 年 4 月 1 日に施行されました。

これらの制度改正は、社会の情勢や働く環境が変化する中で、労働者が様々なストレスを感じ続けることで精神的な負担が次第に大きくなってきたことに対応したものであり、教員も対象となっています。

メンタルヘルス不調を未然に防止し、こころの健康の保持・増進を図っていくためには、日頃からこころの健康について、教員自身に関心をもつことが何より重要です。しかし、メンタルヘルス不調は、潜在的なストレスにより発生し、徐々に進行するため、本人も気づきにくいことが特徴です。

また、教員のこころの健康問題は、児童・生徒に与える影響も大きいいため、周囲の適切な対応も必要です。

このため、心身ともに健康な教員、ストレス等によりこころの不調が出始めている教員、そして既にメンタルヘルス不調に陥ってしまった教員など、その状態に応じたメンタルヘルス対策を推進する必要があります。さらに、メンタルヘルス対策を効果的に推進するためには、教員一人一人の意識に加え、管理監督者も積極的に関与し、常に職場環境や教員の状況を的確に把握して、予防に関わる取組を、継続的かつ計画的に実施していくことが重要です。

1 教員のメンタルヘルス対策等の取組の推進（福利厚生部）

(1) 教職員のメンタルヘルス対策

ア 早期相談体制の充実

精神の不調を覚えた段階で、土曜日及び日曜日に、周りの目を気にすることなく医療機関ではない場所で相談できるよう、区部と多摩地区にそれぞれ相談窓口を設置している。

イ 啓発

「こころの病」に対しては「早期自覚」、「早期対処」が重要との認識に立って、様々な啓発活動を展開する。

- (ア) 学校等が開催するメンタルヘルスセミナー等に臨床心理士等を講師として派遣
- (イ) (ア)の派遣を行った際、新規採用教員に対して、個別カウンセリングを実施
- (ウ) 全教職員に啓発冊子を配布

ウ 副校長ベーシックプログラム

副校長は学校経営の要であり、副校長が不在の場合には、学校運営に多大な影響が生じる。このため、新任副校長を対象として、総合的な人材育成の一環として、カウンセリングによるこころのケアとともに、実務的な講義や演習などを内容とする「副校長ベーシックプログラム」を実施する。

エ ストレスチェック等の実施

メンタルヘルスに対する意識を高め、「早期自覚」、「早期対処」につなげる心理的な負担の程度を把握するための検査として、ストレスチェックやストレス検査を行う。

都立学校においては、ストレスチェック結果に基づく集団分析結果を基にした職場環境改善アドバイザー派遣を実施する。また、有識者による検討委員会を設置し、教員のストレス要因をより適切に把握するための教員向けストレスチェック調査票作成に向けた検討を行う。

オ リワークプラザ東京を活用した復職支援

リワークプラザ東京では、精神疾患で休職した教員の円滑な職場復帰と再休職の防止を目的として、学校で行う職場復帰訓練に対して、精神科医である健康相談員や、臨床心理士等による復職アドバイザーを配置し、復職に向けた支援を行う。

(2) 都立学校教職員の健康診断

ア 都立学校教職員の健康保持・増進を図るため、学校保健安全法、労働安全衛生法等に基づき、一般健康診断（呼吸器系健診、生活習慣病健診、消化器系健診）、採用時及び復職後健診並びに特定化学物質・有機溶剤等取扱業務従事者健診を実施する。特別健診として、女性健診、VDT健診、腰痛健診、C型肝炎ウイルス検査及び前立腺がん検査を実施する。実施に当たっては、夏季休業期間中における巡回健診や健診機関で実施する来院健診枠の拡大を図り、一般健康診断の受診機会確保に努める。

イ 健診結果が緊急に医療機関で受診をすべき値の場合は、本人及び管理職に緊急連絡を行うほか、二次健診の受診対象者に対して受診勧奨を実施し、疾病の予防や早期発見につなげていく。

(3) 都立学校の安全衛生管理

ア 安全衛生組織

労働安全衛生法及び東京都立学校安全衛生組織等設置規程に基づき、都立学校教職員の職場における安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進している。都教育委員会は「都立学校安全衛生委員会」を設置し、各都立学校に安全衛生に関する情報を提供している。また、各都立学校は、安全衛生委員会を設置し、産業医、衛生管理者等を選任し、配置している。

イ 長時間労働者への面接指導

労働安全衛生法の改正等により、産業医による長時間労働者への面接指導制度を拡充し、長時間労働が著しい者については、対象となる要件により本人の申出なしに面接指導を実施する。

ウ 産業医に対する研修会の実施

都立学校産業医に対して、メンタルヘルスを中心とした研修会を年に3回実施する。

エ 衛生管理者の資格取得支援

都立学校教職員が衛生管理者の資格を取得するための講習会等への参加に対し、公費負

担を行う。

オ 保護具の措置

都立学校に勤務する職員の労働災害及び健康障害を防止するため、東京都立学校労働安全衛生保護具措置規程に基づき、一般技能職員に対し、保護具を措置する。

施策展開の方向性 ⑳

質の高い学校教育を支える施設・設備等を整備します

【施策の必要性】

都立学校においては、阪神・淡路大震災を契機とし、計画的に校舎等の耐震補強や改築を推進してきた結果、平成 22 年度末までに全ての都立学校の耐震化が完了しました。また、区市町村立学校においては、平成 31 年 4 月 1 日現在、耐震化率は 99.0%となっています。

発災時において、学校施設が児童・生徒の安全を確保する場となるだけでなく、避難所として必要な機能が発揮できるよう、引き続き、非構造部材の耐震化など、都立学校及び小学校・中学校における震災対策を推進していく必要があります。

また、都立学校及び小学校・中学校において、夏季における良好な教育環境を確保するため、学校施設における空調設備の整備を進めていくことが必要です。

さらには、「よく分かる授業」を実現するため、全都立学校に導入した ICT 機器を効果的に活用した「主体的・対話的で深い学び」の授業により、思考力・判断力・表現力等を伸ばできるようにすることが重要です。加えて、教員の働き方改革の観点からも、ICT 機器の活用により校務情報の一元化を図るなど、業務の効率化を図るための仕組みを構築していかなければなりません。

1 学校施設の耐震化の推進（地域教育支援部・都立学校教育部）

(1) 公立小・中学校等における震災対策の推進

学校施設における耐震化の緊急性・重要性に鑑み、国庫補助に加え、都独自の支援事業を時限的に実施し、公立小・中学校の耐震化の推進を図ってきた。

また、東日本大震災を契機にその重要性が再認識された非構造部材の耐震化についても、平成 25 年度から区市町村が実施する施設整備への支援事業を行っている。

(2) 都立学校における震災対策の推進

都教育委員会では、阪神・淡路大震災を契機とし、災害時における児童・生徒等の安全を確保するとともに、被災した都民の避難場所としての機能を充実するため、東京都耐震促進改修計画等に基づき、都立学校校舎等の耐震補強や改築を計画的に推進し、平成 22 年度末までに全ての都立学校の耐震化を完了した。

一方、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災においては、全国の多くの学校施設で天井材、照明器具、外壁（外装材）など非構造部材の落下による被害が発生した。都立学校でも一部かつ軽微ではあるが、天井材が落下するなどの被害が発生したことから、特に天井高が高く致命的な事故につながるおそれがある屋内運動場を優先して、天井材等の落下防止対策を計画的に実施することとした。

屋内運動場については、平成 24 年度に実施した専門家による総点検の結果を踏まえて平成 25 年度から 4 か年（平成 28 年度まで）の耐震化改修工事を計画的に行った。

また、校舎棟等の非構造部材についても、平成 26 年度から耐震化改修工事を計画的に行っている。

2 ブロック塀等の安全対策の推進（地域教育支援部・都立学校教育部）

(1) 公立小・中学校施設設備等の安全対策の推進

平成 30 年の大阪北部地震を契機に、その対策の重要性が認識されたブロック塀等施設設備の安全確保について、国が創設した補助制度と併せて早急に対策を行うため、平成 30 年度から区市町村が行う施設整備への都独自の支援を開始した。

令和元年度も学校防災機能強化事業として、非構造部材の耐震化とともに、区市町村が実施する施設整備へ支援を行い、学校施設の耐震化を推進していく。

(2) 都立学校におけるブロック塀等の安全対策の推進

ブロック塀等について、撤去・新設を中心とした安全対策工事を実施する。その際、撤去後に新設する塀について、一部の学校では国産の木材を活用する。

3 国産木材の利用の促進（地域教育支援部・都立学校教育部）

(1) 公立学校木の教育環境整備補助事業

我が国の伝統的な建築材料である木材を活用した温かみと潤いのある教育環境の中で、たくましく心豊かな児童生徒を育成するため、「東京都公共建築物等における多摩産材等利用促進方針」を踏まえて、令和元年度から都独自の支援事業を開始する。国の施設整備事業により区市町村が行う木材活用の施設整備事業に対して、都が補助を行うことにより学校施設の木質化を推進していく。

(2) 都立学校における国産木材の利用の促進

国産木材の利用推進に資するため、都立学校のプール塀等に国産木材を活用する。

4 空調設備の整備の促進（地域教育支援部・都立学校教育部）

(1) 公立学校施設冷房化支援特別事業

児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、公立小・中学校の普通教室に冷房を導入する区市町村に対し、平成 22 年度から国の補助に上乗せした都独自の補助を行い、公立学校施設の冷房化の支援を実施してきた。平成 26 年度からは防音性が求められる等早急に教育環境の整備が必要な特別教室（図書室、音楽室、視聴覚室及びパソコン教室）を、平成 27 年度からは普通教室で代替の利かない特別教室（理科室、家庭科室、調理室、被服室、図工室、美術室及び技術室又はそれに準じた教室）を支援対象としている。

令和元年度からは支援対象に給食室も加え、区市町村の学校教育環境整備が推進されるよう支援を行う。

(2) 公立学校屋内体育施設空調設置補助事業

児童・生徒の良好な教育環境の確保と被災時の避難所機能の強化のため、公立小・中学校の学校体育館等へ空調設置を行う区市町村に対し、都独自の補助制度を平成 30 年度から実施している。

ア 国の補助制度を活用した空調設置に対する支援

特別教室等と同様国の補助金を活用し、体育館等へ空調設備の設置を行う区市町村に対し支援を実施している。

イ リース方式を活用した空調設置に対する支援

国が施設整備補助の対象としていない、区市町村がリース契約により行う空調設備の整備についても、令和元年度から新たに支援を実施している。

(3) 都立学校における空調設備の整備

都立高等学校の体育館等について、可能な学校から順次工事を行い、早急に空調設備の設置を進める。

また、都立高等学校の特別教室のうち、備え付けの機器や火気等を使用して実験・実習を行うなど、普通教室では代替することができない理科系実験室、美術室、工芸室、調理室及び被服室について、計画的に空調設備の設置を進め、教育環境の改善を図る。

5 トイレ整備の推進（地域教育支援部・都立学校教育部）

(1) 防災機能強化のための公立小・中学校等施設トイレ整備支援事業

児童・生徒にとって安全・安心な環境を確保するとともに、災害時における地域の避難所としての機能を向上させるため、公立小・中学校等施設におけるトイレ改修（洋式化等）及び災害用トイレの整備を実施する区市町村に対し、その整備費の一部を補助することにより、公立小・中学校等のトイレ整備を促進している。

(2) 都立学校におけるトイレの洋式化の推進

都立学校において、計画的にトイレの洋式化を進めるとともに、多機能トイレの整備も推進する。また、学校の改築等の際は、洋式トイレを基本として計画し、整備を進める。

6 環境に配慮した整備の推進（都立学校教育部）

(1) 太陽光発電設備の整備

再生可能エネルギーの積極的な活用により環境負荷を軽減し、更には発災時におけるエネルギー供給の確保にも資するため、都立学校の改築工事等を行う際、併せて校舎屋上に太陽光発電設備を整備する。

(2) 照明のLED化の推進

照明によるエネルギー消費量を削減するため、改築工事等の際、原則としてLED照明とするなど、都立学校のLED化を順次進める。

7 ICT環境整備の更なる推進（総務部・地域教育支援部・指導部）

(1) ICT利活用モデル検証事業

公立小・中学校における一人1台持ち帰りを含めた学習用コンピュータの活用を想定したICT機器整備や教育効果等の諸課題について、平成30年度「ICT利活用モデル検討委員会」を設置し、検討した結果をもって、令和元年度以降、先進的にICT機器を整備・活用している区市町村教育委員会の協力を得て、ICT機器の活用及び効果等について実証研究を行う。

(2) ICT環境整備の推進

ア ICT環境整備の推進

(ア) 都立高等学校、都立高校附属中学校及び中等教育学校におけるICT環境の充実

都立高等学校、都立高校附属中学校及び中等教育学校におけるICT環境の更なる充実を図るため、これまで配備したパソコンやプロジェクター等のICT機器に加え、生徒用のタブレット端末を配備し、調べ学習やグループ討議、プレゼンテーション等の学習活動をより効果的に行える環境を整備した。平成25年度及び平成26年度に配備したICT機器について、平成30年度及び令和元年度の2か年でリース満了に伴う機器更新を行い、継続して情報活用能力を育成する環境を整備する。

(イ) 都立特別支援学校におけるICT環境の充実

都立特別支援学校におけるICT環境の更なる充実を図るため、これまで配備したICT機器や障害者用支援機器に加え、児童・生徒用のタブレット端末を配備し、障害の状態や特性に応じたアプリケーションを活用できる環境を整備した。平成25年度及び平成26年度に配備したICT機器及びタブレット端末について、平成30年度及び令和元年度の2か年でリース満了に伴う機器更新を行い、継続して個に応じた学習を可能とする環境を整備する。

(3) 「都立学校スマートスクール構想」の実現に向けた取組（再掲）

ア 「校務系ネットワーク」と「学習系ネットワーク」との間の安全かつ効率的な情報連携システムを構築し、情報連携システム上で生成されるデータの効果的な活用を図り、教育の質の向上や校務削減を図るための実証実験に向けた計画立案を行う。

イ 「都立学校スマートスクール構想」で具現化するデータ連携を、効果的かつ効率的に行うための研究を行い、活用する際の問題点や課題を抽出し、その解決策を検討する。

ウ 採点支援システム（デジタル採点ソフト）等を導入することにより、定期考査の分析を行うなどして授業改善や生徒の学力向上に取り組むとともに、教員の業務軽減を図る。

8 安全対策のための防犯カメラの整備（地域教育支援部）

(1) 公立学校防犯設備補助事業

学校内への不審者侵入の抑止・初期対応などの学校内の安全確保の取組を推進するため、公立幼稚園及び小・中学校等への防犯カメラの設置・更新を行う区市町村に対し、引き続き都独自の支援事業を実施する。

9 校庭の芝生化の推進（地域教育支援部・都立学校教育部）

(1) 公立小・中学校等の校庭の芝生化の推進

児童・生徒の健やかな成長にとって望ましい教育環境の整備を目的として、公立小・中学校等の校（園）庭芝生化、校舎の屋上・壁面緑化を推進している。

ア 区市町村への補助事業

(ア) 校（園）庭芝生化整備工事費、調査設計費等の補助

(イ) 芝生の専門的維持管理経費の補助（補助期間5年間）

(ウ) 屋上緑化、壁面緑化の整備補助（小・中学校のみ）

イ 校庭芝生化に係る人材の派遣、育成

(ア) 「校庭グリーンキーパー」（芝生の専門家）の学校への派遣（技術的な指導・助言）

(イ) 芝生リーダー養成講習会の開催

ウ 校庭芝生化に向けた普及・広報等

(ア) 芝生化未実施校への天然芝の出前

11 質の高い教育を支える環境の整備

- (イ) 校庭芝生化に係る情報発信（「校庭芝生化ニュースレター」）
- (ウ) 企業やNPOから構成される「東京芝生応援団」による芝生化校への支援
- (エ) 校庭芝生化地域連携事業

＜公立小・中学校等（※）における校庭芝生化の実績（見込み）＞

学校数	1,902校	平成30年5月1日現在
校庭を芝生化した学校	521校	平成30年度末現在

※区立義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校を含む。分校は含まない。

- (2) 都立学校の環境改善（芝生化）

平成30年度末までの実績 128校 約29ha

令和元年度の予定 新規3校